## 動物検疫所について

動物検疫所は、外国から輸入される動物や畜産物 などから、動物の病気あるいは動物から人に感染す る病気が日本国内に侵入することを防ぐために、輸出入時の検査を行っているところです。

## 検疫探知犬について



日本に到着後、手荷物を受け取るところで、ビー グル犬を見かけることがあると思います。このビー



グル犬は検疫探知犬で、手 荷物の中に肉製品などが 入っていないかを調べてい ます。皆様のご理解、ご協 力をお願いします。

### お問い合わせ先

| 横浜本所                | ☎045-751-5921         |
|---------------------|-----------------------|
| 成田支所                |                       |
| (旅具検疫第1課:第1ターミナルビル) | <b>☎</b> 0476-32-6664 |
| (旅具検疫第2課:第2ターミナルビル) | <b>☎</b> 0476-34-2342 |
| 羽田空港支所              | <b>☎</b> 03-5757-9752 |
| 中部空港支所              | <b>☎</b> 0569-38-8577 |
| 関西空港支所              | <b>☎</b> 072-455-1956 |
| 神戸支所                | <b>☎</b> 078-222-8990 |
| 門司支所                | <b>☎</b> 093-321-1116 |
| 沖縄支所                | <b>☎</b> 098-861-4370 |
|                     |                       |

動物検疫所ホームページ http://www.maff.go.jp/aqs/

平成27年1月作成



海外に旅行した際、お土産として、お肉やソーセージなどの肉製品を持って帰りたいと思うことありますよね。皆様が安心してお土産を持って帰ることができるよう、事前にこのパンフレットをご覧になってください。

Q 今度、ヨーロッパに旅行に行きます。そのお土産として、ハムやソーセージなどを日本に持ち帰りたいのですが、どうすればいいのでしょうか?

検疫が必要な肉、ハム、ソーセージなどの肉 製品を外国から持ち込む場合は、輸出国政府 機関発行の検査証明書が必要です。

しかしながら、ヨーロッパでは、日本向け検査証明書が添付されて販売されているものがほとんどなく、日本への持ち込みは困難です。



#### Q 動物検疫が必要なものは何ですか?

牛、豚などの偶蹄類の動物、鶏などの家きんなどの肉製品や加工品などが動物検疫の対象となっています。詳しくは右側をご覧ください。また、チーズは動物検疫の対象ではありませんが、そのなかに肉、ハム、ソーセージなどの肉製品が含まれている場合は、動物検疫の対象となります。

Q 免税店で売られているものであれば、持ち込むことができますか?

免税品店の販売員から日本へ持ち込みできると言われたものであっても、検査証明書がない肉、ハム、ソーセージなどの肉製品は日本に持ち込むことはできません。



① 偶蹄類の動物

(牛、豚、いのしし、羊、山羊、鹿、トナカイなど)

- ② 馬科の動物 (馬、口バなど)
- ③ 家きん (鶏、うずら、きじ、ダチョウ、ほろほろ鳥、 七面鳥、あひる・がちょうなどのかも目の鳥類)
- ④ うさぎ、みつばち
- ⑤ 犬

①から⑤の肉、臓器、ハム・ソーセージ・ベーコン、骨、角、皮、毛、羽毛、卵、生乳、糞などやこれらの加工品

# 注意! 現在、ヨーロッパで鳥インフル エンザの発生が確認されています。

このため、鳥インフルエンザ発生地域からの鶏、

あひる、がちょうなどの家きん の肉製品については、**日本に 持ち込むことができません**。

また、動物検疫所では、日本到着時に靴底の消毒を行っていますので、ご協力よろしくお願いします。

